平成２５年（フ）第７８２号
福岡県遠賀郡岡垣町松ケ台４丁目11番２号
債務者　平　　美穂
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６６４号
神戸市垂水区星が丘２丁目３番18号
債務者　林　　啓子
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０９５号
愛知県小牧市中央１丁目429番地　ＧＡＵＤＩシンエイ701号
債務者　大泉　　正
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１２１号
愛知県小牧市大字小牧3522番地　山北宿舎１棟401号
債務者　吉原　武久
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１８８号
名古屋市千種区清住町２丁目59番地　レディースハウス清住306号
債務者　藤田　照代
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２３４号
名古屋市北区西味鋺３丁目910番地　マンション北本ち号
債務者　東山美佐子こと　李　　鐘順
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２７１号
名古屋市東区砂田橋５丁目９番13号　良和第１マンション702号
債務者　矢島　奈緒
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７２３号
北九州市八幡西区上上津役３丁目６番３―310号
債務者　福丸世利奈
1　決定年月日時　平成26年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７８１号
北九州市小倉北区中津口１丁目10番23―502号
債務者　岩下　久馬
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７９０号
北九州市小倉南区葛原本町４丁目３番９号202
債務者　松本由美子（旧姓長野）
1　決定年月日時　平成26年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７９２号
北九州市八幡西区町上津役東２丁目15番９―204号
債務者　後藤　浩一
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２０９４号
愛知県あま市本郷四反田38番地　シャイン98―103号
債務者　竹内　実江
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１７４号
名古屋市南区曽池町２丁目36番地の２　あさひハイツ108―532号
債務者　平本　裕明
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２７０号
愛知県愛知郡東郷町白鳥４丁目６番地　押草団地103棟404号
債務者　中根　道明
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６６号
青森県八戸市類家２丁目５番29号　城前荘２号、前住所神奈川県横浜市瀬谷区橋戸１丁目４番地８　サントレ・ヴィラ横浜202号
債務者　嘉沼　博美
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第３５８号
岩手県一関市真柴字宮沢18番地１
債務者　川股隆太郎
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２４号
利尻郡利尻富士町鬼脇字石崎181番地
債務者　井上　照美
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
旭川地方裁判所稚内支部